

○騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定

昭和五十五年三月二十一日

山口県告示第二百六十三号

騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づき、次の地域を特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として指定し、昭和五十五年四月一日から施行する。

騒音規制法第三条第一項の規定に基づく地域の指定に関する告示(昭和五十年山口県告示第三百九号の三)は、廃止する。

玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町の地域で別図に示す地域

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

改正文(昭和五六年告示第三二四号)抄

昭和五十六年四月一日から施行する。

改正文(昭和五八年告示第二一二号)抄

昭和五十八年四月一日から施行する。

改正文(昭和六〇年告示第一六八号)抄

昭和六十年四月一日から施行する。

改正文(昭和六一年告示第一七四号)抄

昭和六十一年四月一日から施行する。

改正文(昭和六二年告示第二五六号)抄

昭和六十二年四月一日から施行する。

改正文(昭和六三年告示第一九七号)抄

昭和六十三年四月一日から施行する。

改正文(平成六年告示第一八六号)抄

平成六年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二一三号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成八年告示第二六八号)抄

平成八年四月一日から施行する。

改正文(平成九年告示第二一一号)抄

平成九年四月一日から施行する。

改正文(平成一〇年告示第三一三号)抄

平成十年五月一日から施行する。

改正文(平成一三年告示第二七三号)抄

平成十三年四月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第二二号)抄

平成十四年二月一日から施行する。

改正文(平成一四年告示第一五〇号)抄

平成十四年四月一日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五三六号)抄
平成十六年十月四日から施行する。
改正文(平成一六年告示第五七四号)抄
平成十六年十一月一日から施行する。
改正文(平成一七年告示第六二号)抄
平成十七年二月十三日から施行する。
改正文(平成一七年告示第一六五号)抄
平成十七年三月二十二日から施行する。
改正文(平成一七年告示第五一九号)抄
平成十七年十月一日から施行する。
改正文(平成一八年告示第一三四号)抄
平成十八年三月二十日から施行する。
改正文(平成二〇年告示第二一五号)抄
平成二十年五月一日から施行する。
改正文(平成二三年告示第一二〇号)抄
平成二十三年四月一日から施行する。
改正文(平成二四年告示第一〇二号)抄
平成二十四年四月一日から施行する。